

2018年9月5日

外航貨物海上保険にご加入頂いているお客様へ

### 台風 21 号にて想定される貨物事故の補償に関するご案内

東京海上日動火災保険株式会社

拝啓 弊社業務につきましては、毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今般のニュース報道の通り、台風 21 号による被害が報告されております。

被害に遭われた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、題記保険をご契約頂いております貴社貨物に損害が発生した場合の補償につきまして、以下ご案内させていただきます。また、損害が発生した場合は、弊社担当者まで速やかにご一報下さい。

貴社のご無事をお祈りしております。

敬 具

#### 台風による損害－外航貨物海上保険

台風に関連して想定される主な損害と、保険金お支払いの対象有無は、下表の通りです。

(基本約款である Institute Cargo Clauses を以下 ICC と言います。)

	ICC(A)	ICC(Air)	ICC(B)	ICC(C)
輸送中・保管中の 水濡れ	○	○	○	×

○：保険金お支払いの対象になります。

×：保険金お支払いの対象になりません。

・詳細は保険約款をご確認ください。

・上記損害は、外航貨物海上保険の保険期間内に発生していることが前提条件となります。

外航貨物海上保険の保険期間については、次頁をご参照下さい。

## 保険期間－外航貨物海上保険

外航貨物海上保険の保険期間は、時間ではなく区間によって定められています。

新協会約款(2009年)では、海上危険・ストライキ等危険は貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫・その他保管場所において、輸送の目的をもって初めて動かされた時から開始し、保険証券記載の仕向地にある最終倉庫・その他の保管場所で荷卸が完了した時に終了します<sup>(\*)</sup>。

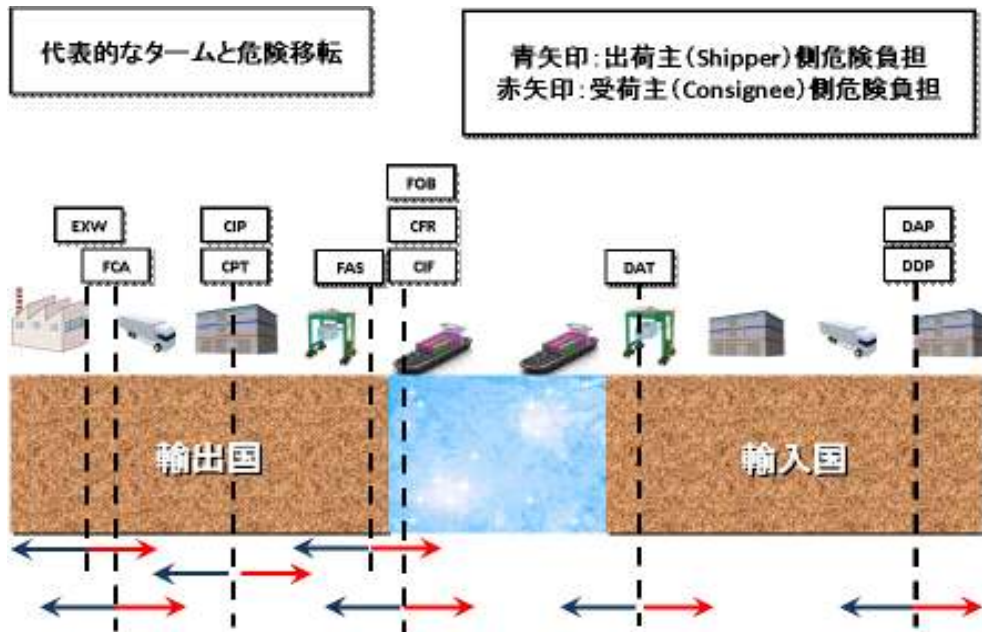
なお、

- (1) 航洋本船からの荷卸完了後60日または航空機からの荷卸完了後30日を経過した場合
- (2) 保管のための保管(通常の輸送過程上の一時保管以外の保管)または貨物の仕分け・配送のために、任意の倉庫または保管場所で荷卸が完了した場合
- (3) 被保険者もしくはその使用人が、保管のための保管のため輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ場合には、たとえ仕向地の最終倉庫で荷卸が完了していなかったとしても、その時点で保険は終了します。

一方で、戦争危険については、上記と異なり原則として貨物が陸上にある間の損害は補償されず、貨物を本船に積み込んだ時から荷卸される時(または、本船最終荷卸港到着日の午後12時から起算して15日経過した時点のいずれか早い時)までが保険期間となります。



- ・詳細は保険約款をご確認下さい。
- ・保険金お支払の前提として、ご契約者様または受荷主様にて被保険利益を有していることが必要条件となりますので、売買契約をご確認下さい。



以上